

●給与上手くんα ProII / 給与・賞与 Version 11.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 給与・賞与 / 給与・賞与

➢ 年末調整データ入力（年末調整タブでも同様の処理が可能です）

【基礎 / 配偶者 / 調整控除申告書入力タブ】

① 所得金額調整控除の「要件」欄の「扶養親族が年齢 23 歳未満」を自動判定できないケースがあったのを修正しました。

・条件：社員登録の扶養情報①画面で登録されている扶養親族の生年月日が「令和 2 年 1 月 2 日以降」のとき。（平成 10 年 1 月 2 日～令和 2 年 1 月 1 日以前生まれは問題ありません。）

扶養1	北海道 おたけ	一助 けい		長男	令和02年05月05日	札幌市北区北二十二条 西	年少	非該当	非居住
-----	------------	----------	--	----	-------------	-----------------	----	-----	-----

本人の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	9,800,000	1,950,000	7,850,000
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得			
合計所得金額			7,850,000
基礎控除の額		48 万円	

要件	あなた自身が特別障害者	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)	
	同一生計配偶者が特別障害者			
	扶養親族が特別障害者			
	扶養親族が年齢23歳未満			

例：長男の生年月日が令和 2 年 5 月 5 日
本来は「要件」欄の「扶養親族が年齢 23 歳未満」にチェックが入り、「扶養親族等」欄に氏名等が転記されるべきですが、正しく判定されていませんでした。よって控除タブの「所得金額調整控除額」欄にも金額がなく、適用されるはずの控除が適用されていない状態となっていました。

	入力額	控除額
非課税修正分 / 給与・賞与等合計		9,800,000
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額		7,850,000

(ご注意) 上記により、本来所得金額調整控除の適用対象であるはずの方が対象と自動判定されず、給与所得金額が多く計算されている可能性があります。
既に情報の入力と、年末調整計算を済ませている場合は、お手数ですが再度該当する社員がいないかどうかのご確認をお願いします。
また、当修正プログラムをインストールすると正しく自動判定がされ「要件」欄にチェックがされますので、調整控除後の給与所得金額に変更がないかも合わせて確認をお願いします。

◆ 年末調整 / 出力処理（年調関係）

➢ 扶養控除等（異動）申告書

① 扶養情報①タブで登録されている扶養親族が、翌年分の扶養控除申告書で出力されないケースがあったのを修正しました。

・翌年分の申告書（例えば令和 2 年マスターで、令和 3 年分 扶養控除等（異動）申告書）を出力すると、扶養親族の「所得見積額」が「380,001 円以上」のときに対象外と判定され、控除対象扶養親族欄に出力されませんでした。

（令和 2 年から、改正により 480,000 円以下が扶養控除対象となっています。）

	氏名・カナ(姓/名) 個人番号	続柄	生年月日	住所 (検索Home)	配扶養 区分	障害者 区分	非居住者 職業	生計を一にする事実 所得見積額
配偶者	面館 美和子 カガテ ミコ		昭和50年07月08日	世田谷区玉川	対象外		非居住	900,000
			所得見積額は、年末調整データ 入力の保険等申告書入力画面で 入力してください。		該当	その他の合計 合計所得		900,000
扶養1	面館 和子 カガテ 和子	母	昭和28年02月05日	世田谷区玉川	一般	一般	非居住	400,000
扶養2	面館 泰人 カガテ 泰人	長男	平成20年08月01日	世田谷区玉川	年少	非該当	非居住	400,000

氏名 氏名 氏名	フリガナ	個人番号	生年月日	住所 住所 住所	所得見積額
面館 美和子	カガテ ミコ	123-4567890	昭和50年07月08日	世田谷区玉川	900,000
面館 和子	カガテ 和子	123-4567890	昭和28年02月05日	世田谷区玉川	400,000

氏名 氏名 氏名	フリガナ	個人番号	生年月日	住所 住所 住所	所得見積額
面館 美和子	カガテ ミコ	123-4567890	昭和50年07月08日	世田谷区玉川	900,000
面館 和子	カガテ 和子	123-4567890	昭和28年02月05日	世田谷区玉川	400,000

- ※「源泉控除対象配偶者」や「16歳未満の扶養親族」は、改正後の所得見積額要件で判定できていました。
- ※マスターと同じ年分（例えば令和2年マスターで令和2年分）の申告書を出力した場合は問題なく判定していました。

(ご注意)年末調整計算への影響はありませんが、既に令和3年1月1日以後に支給する給与の源泉徴収用に帳票を出力された場合には、扶養親族が表示されていない可能性があります。ご注意下さい。

注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当該改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。